

宗像市教育大綱

令和4年度～令和5年度

令和4年2月

宗像市

はじめに



平成31年2月に策定した宗像市教育大綱（平成30年度～33年度）では、「持続可能なまちづくりをリードする教育に」を基本理念に、学校・家庭・地域が協働した宗像ならではの特色ある教育活動を展開することで、未来のまちづくりに取り組むことを宣言し、様々な教育施策に取り組んでまいりました。

その間、本市においては、「SDGs 未来都市」の選定を受け、より一層魅力あるまちづくりを推進する取組をスタートさせました。また、令和32年（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会を目指す施策を積極的に取り入れていくこととしています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化や ICT の急速な技術革新、グローバル化のさらなる加速など、社会情勢は大きく変化し、教育を取り巻く環境も変わりました。

これからの時代を生きる子どもたちは、変化の激しい社会において、様々な困難に立ち向かい、自ら考え、自ら判断し、自らの力で未来を切り拓いていく力が求められています。

また、核家族化や少子化などに伴う家庭や地域社会の様態の変化の中で、子どもの健全な成長を支え、すべての世代の市民がともに支え合う社会を創っていくためには、家庭と地域、学校が一層連携して取り組んでいくことが求められています。

さらに、人生100年時代を迎え、豊かで充実した人生を送るために、元気で暮らすための健康づくりや生涯を通じた生きがいづくりに対する意識も高まっています。

こうした時代の中、この宗像で、子どもたち一人一人が、ふるさと宗像について学び、自分らしく育っていくこと、そして、市民のみなさん一人一人が、様々な機会を通じて学び、自らの可能性を最大限に発揮しながら心豊かに過ごしていくことを願い、この大綱を策定しました。

宗像の多様な資産を生かし、多様な人々と協働しながら、きめ細やかな教育施策を展開して「人づくり」を推進します。そして、教育委員会との連携をより一層強化し、魅力的で持続可能な「まちづくり」に取り組んでまいります。

宗像市長 伊豆 美沙子

Ⅰ 宗像市教育大綱について

(1) 策定の趣旨

平成26年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地方公共団体の長が国の教育振興基本計画を参酌して、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされました。

この改正を受け、本市では平成27年3月に教育行政を推進するための基本方針となる「宗像市教育大綱」を策定しました。その後、平成30年度に見直しを行い、「持続可能なまちづくりをリードする教育に」を基本理念として各分野の計画と連動しながら様々な教育施策を進めてきましたが、令和3年度をもって対象期間が満了となることから、新たな「宗像市教育大綱」を策定するものです。

なお、宗像市教育大綱は、国の第3期教育振興基本計画の方針や内容を踏まえるとともに、超スマート社会(Society5.0)※1の実現に向けた技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活様式の変化など、社会情勢の動向を踏まえて、宗像市総合教育会議での協議を経て策定しました。

(2) 大綱の趣旨と対象期間

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本方針です。第2次宗像市総合計画が示すまちの将来像である「ときを紡ぎ 躍動するまち」の実現に向け、教育行政に関わる各分野別計画と連動します。

この大綱の対象期間は、急激に変化する社会情勢の動向や国の教育振興基本計画の改定時期等も見据え、令和4年度(2022年度)と令和5年度(2023年度)の2年間とします。

※1 超スマート社会(Society5.0)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。

2 基本理念

一人一人が輝く教育のまち むなかた

「教育」は人づくりの基本です。

一人一人が様々な場所や機会を通じて学び、活躍することで、まちも輝きます。

社会や環境の変化を支える「人づくり」が魅力ある「まちづくり」へとつながり、魅力あるまちでは、人々が生き生きと輝きます。

「みんなでつくる」「未来につなげる」「元気で住みやすい」まちづくり、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、これまで築きあげてきた“教育のまち、むなかた”としての取組をさらに充実させ、学校・家庭・地域が協働する、宗像ならではの特色ある教育活動を展開することで、心豊かで輝く子どもを育むとともに、市民一人一人の可能性を最大限伸ばします。

3 基本方針

次の4つの基本方針を宗像市の教育施策の柱として、各施策の総合的な推進を図ります。

- ① 自ら学び、未来を拓く
- ② 家庭と地域、学校の学びを大切にし、相互の関わりを深める
- ③ 互いを尊重し、多様な学びを進める
- ④ 世界に誇るまちを学び、次世代につなぐ

① 自ら学び、未来を拓く

幼児期での学びや成長から義務教育段階までの円滑な接続を行い、義務教育段階では、9年間を見通した教育目標や発達段階に応じた学びを提供します。義務教育段階を修了した子どもが社会の一員として活躍できるよう、社会の変化に対応しながら、学習指導要領の確実な実施と安全安心な教育環境づくりで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」※2を充実させ、子どもの、自ら学ぶ姿勢と未来を切り拓く力を育みます。

② 家庭と地域、学校の学びを大切にし、相互の関わりを深める

将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が守られるよう、家族形態の変容や地域社会のつながりの希薄化等の社会状況も踏まえた上で、すべての子どもと子育て家庭を視野に入れた施策を展開し、教育の根幹となる家庭の教育力向上に向けた支援を行います。加えて、学校、地域がそれぞれの教育力を向上させ、連携・協働しながら社会全体で子どもの育ちに関わっていくことができるよう、地域の人財※3、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資産を活用し、共生社会※4の形成に向けた取組を推進します。

※2 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

令和3年1月26日に出席した中央教育審議会答申において、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言された。学習指導要領の趣旨を踏まえ、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められている。

※3 人財

人材の「材」に財産の「財」をあてた造語。市民一人一人がまちづくりの大きな力、財産であるという意味で表記。

※4 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

③ 互いを尊重し、多様な学びを進める

生涯スポーツを推進し、市民の元気と健康づくりを進めるとともに、文化芸術や読書を身近に感じられる環境づくりや、生涯を通して自発的に学び参加できる様々な学習機会の提供により、市民の豊かな心の醸成につなげます。こうした取組から、市民一人一人がもつ知識や知恵を持ち寄り協働することで、「市民力※5」がつくる生きがいのあるまちづくりを推進します。また、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現に向けて、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達段階や地域の実情などに応じた人権教育を行います。

④ 世界に誇るまちを学び、次世代につなぐ

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」をはじめ、宗像には素晴らしい伝統や文化、自然があります。その価値を伝え、後世に残していくため、これら先人が守ってきた貴重な遺産の保存・活用に取り組めます。また、学校教育と社会教育の両面から学習や体験などの機会をつくり、市民全体に郷土への愛着や誇りを深めることにつなげていきます。そして、これからの社会を創りつないでいく担い手として、グローバルに活躍する人材の育成にも積極的に取り組めます。

※5 市民力

宗像市のまちづくりを支えてきた多くの市民の力。

参考資料

○ 関係法令(抜粋)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

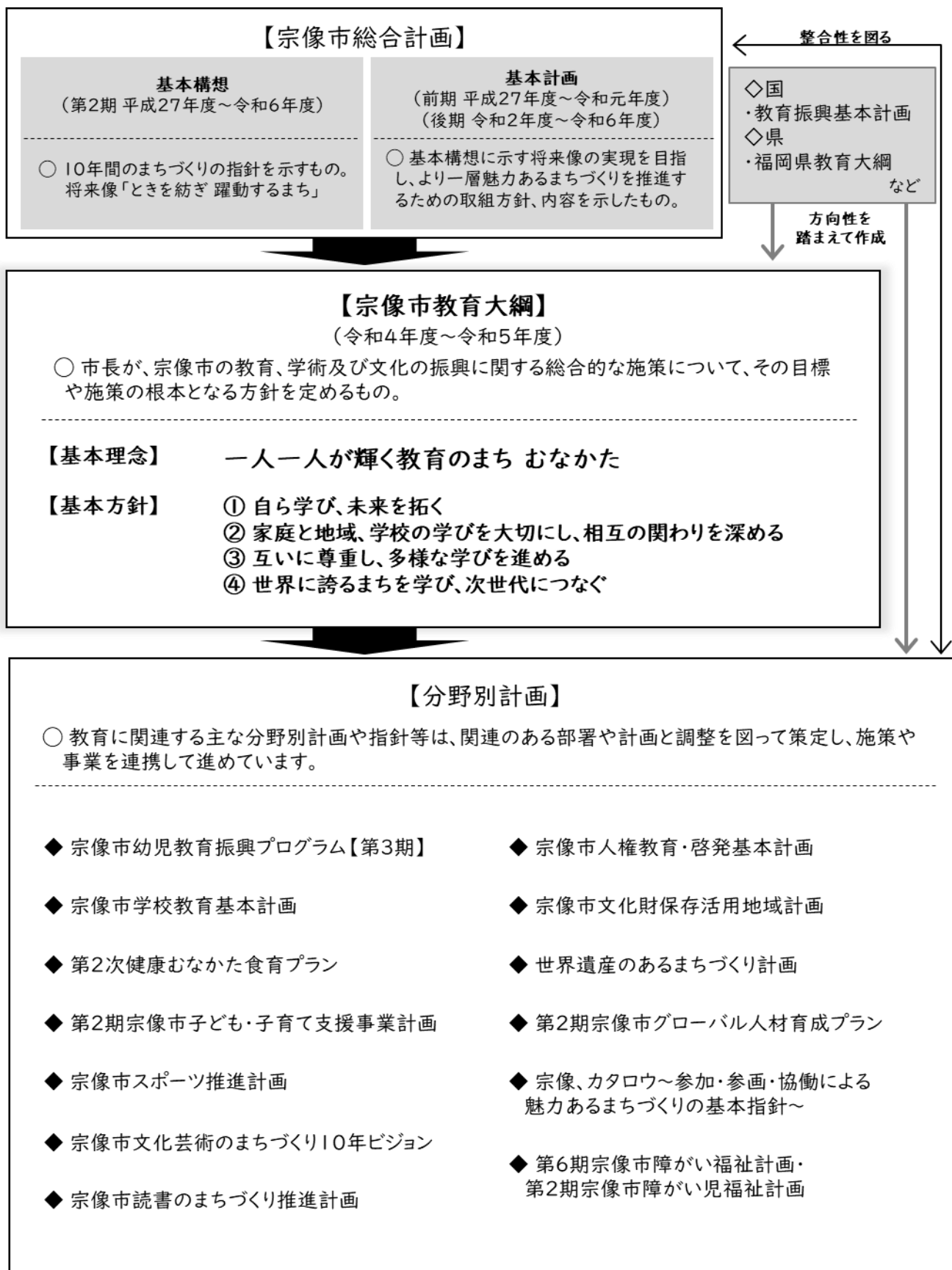
2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(平二六法七六・追加)

○ 大綱の位置づけ



○ 教育に関わる主な分野別計画・指針等

「●」：大綱の基本方針から続く計画・指針等。「○」：大綱の基本方針に関わりのある計画・指針等。

計画名称	計画期間 (年度)	計画内容	大綱の基本方針との関わり			
			①	②	③	④
宗像市幼児教育振興プログラム【第3期】	H29～R3	本市の幼児教育の振興に関する施策を効果的に推進していくことを目的に、幼児教育の総合的な指針を定めるもの。	●	●		
宗像市学校教育基本計画	H27～R6	宗像市の学校教育の中長期的な目標や基本的な方向性を示した計画。	●	●	○	○
第2次健康むなかた食育プラン	H27～R6	次世代に受け継ぐ食育、生活習慣病予防のための食育及び地域が元気になる食育の推進に向けて、今後10年間で目指す食育のあり方や取組みを示すもの。	●	●		
第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進していくための4つの子ども・子育て支援に係る計画を包含した総合的な計画。	○	●		
宗像、カタロウ～参加・参画・協働による魅力あるまちづくりの基本指針～	R2～	宗像市総合計画の戦略的取組の一つである「協働の推進」の考えの基礎となるものであり、本市のまちづくりの基本的な進め方等を定めたもの。		●		
スポーツ推進計画	H27～R6	スポーツが持つ多様な価値や可能性を踏まえ、スポーツを多面的に活用したまちづくりを推進するため、本市のスポーツ推進施策の方向性や考え方を体系的にまとめた計画。	○		●	
宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン	H23～R6 (延長)	文化芸術の振興のための施策及び事業の指針と、市民、民間団体等をはじめ多様な主体と市との文化芸術に関する協働の役割など、文化芸術の振興を通じた総合的なまちづくり推進のために必要な事項を定めたもの。	○		●	
宗像市読書のまちづくり推進計画	H28～R6	市民のだれもが読書に親しむことのできるまちとなるよう、家庭・学校・地域が協働で読書環境づくりに努め、人とまちを育む読書活動を推進するための計画。	○		●	
宗像市人権教育・啓発基本計画	H29～R8	市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重される差別のない社会を築くために、さまざまな人権問題に関係する人権教育・啓発の指針を定めた計画。	○		●	
第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画	R3～R5	障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応するための施策を示した計画。	○	○	●	
宗像市文化財保存活用地域計画	R3～R12	宗像市に所在する文化財全体の保存・活用に関する方針や取組みを示した計画。				●
世界遺産のあるまちづくり計画	R3～R6	持続可能な世界遺産のあるまちづくりを目的に、世界遺産に関する施策を関係者間で共有するための計画。	○			●
第2期宗像市グローバル人材育成プラン	R2～R6	本市が目指すグローバル人材を育成するため、学校教育、地域や民間企業との連携強化などに関する具体的な取組みを定めるもの。	○			●

